

2015年2月20日

各位

興和株式会社
興和新薬株式会社

「ウナコーワ虫よけ当番」に関する消費者庁の措置命令について

平素は弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、この度消費者庁より、「ウナコーワ虫よけ当番 63 日間」、「ウナコーワ虫よけ当番長持ち 1 シーズンブルー」、「ウナコーワ虫よけ当番もっと長持ちスーパーロング 260 日間ブルー」及び「ウナコーワ虫よけ当番もっと長持ちスーパーロング 260 日間ブルー限定品」（以下、「本製品」）におきまして、パッケージ表示の一部に関して、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」）第 4 条第 1 項第 1 号に違反するとして、同法第 6 条の規定に基づき措置命令を受けました。（2015年2月20日付）

今般の措置命令は、「本製品に効果がない」というものではなく、本製品のパッケージにおいて、強い風等のあらゆる気象条件下においても、不快害虫に対する虫よけ効果を示すと誤解される表示がされていたことによるものでございます。今後のパッケージ表記については誤認されることの無いよう留意し、適切な対応をして参ります。

本件により、対象となる製品をご愛用いただいているお客さまをはじめ、関係者各位にご迷惑とご心配をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

なお、お客さまに本製品をより正しくご使用いただけるよう、様々な環境下における効力につきましては、今後も引き続き検証に努めてまいり所存でございます。

■お客さまからのお問い合わせ先

興和株式会社 お客様相談センター 03-3279-7755

（受付時間：9 00～17:00【土・日・祝祭日を除く】）